

## 第4回伊賀市自治基本条例審議会 議事概要

<b>開催日時</b>	令和4年5月31日（木）9:30～11:45
<b>開催場所</b>	ゆめテクノ伊賀 テクノホール
<b>出席委員</b>	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 — ） 西口 真由（【4号委員】 — ）
<b>欠席委員</b>	上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会）
<b>議事日程</b>	1 開会 2 あいさつ 3 報告 ・自治基本条例一部改正について（令和4年4月施行） 4 議事 （1）見直し検討について ①人権の視点（第3条第1号） ②自治組織に関する視点（第4章） ③条例の構成、新たな視点等 （2）今後の進め方
<b>議事概要</b>	<p><u>1 開会</u>                  （事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第4回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。</p> <p>★資料の確認</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p>

事項書の下に資料一覧を記載しておりますが、

<<< 配布資料 >>>

- ・伊賀市自治基本条例審議会委員名簿
- ・資料1 伊賀市自治基本条例の一部改正新旧対照表
- ・資料2 伊賀市自治基本条例の見直し検討状況
- ・資料3 今後の進め方
- ・参考資料1 答申書 (R4. 1. 31)
- ・参考資料2 伊賀市自治基本条例の一部改正 (とけこみ版)
- ・参考資料3 住民自治協議会アンケート結果
- ・参考資料4 類似団体比較一覧
- ・参考資料5 伊賀市自治基本条例見直し方針
- ・参考資料6 自治組織のあり方に関する報告書

資料の過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

#### ★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

#### ★会議成立の確認

会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、上田委員、山本委員から欠席のご報告をいただいております。

#### ★事務局紹介

ここで4月に人事異動もございましたので、事務局を紹介させていただきます。

事務局を預かっておりますのが、企画振興部総合政策課でございます。

企画振興部長の藤山でございます。

企画振興部次長の福岡でございます。

総合政策課長の中矢でございます。

同じく総合政策課の奥沢でございます。

同じく総合政策課の内田でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただきます。

## 2. あいさつ

(事務局)

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

### —会長 あいさつ—

皆様、おはようございます。本日はいつもとは違う会場にご参集いただき、誠にありがとうございます。本庁の方は会議室の広さにも限りがあるので、本日、傍聴希望の方が、もしたくさん来ていただいても対応できるようにと、部屋をご用意いただいたものと思います。本日は事項をご覧いただければ確認いただけたと思いますが、おかげさまをもちまして3月議会で自治基本条例の一部改正について可決、成立をいただいたところです。その意味で申しますと、本日は再スタートをこの審議会から切り始めるということになろうかと思えます。議事におきましては、人権の視点、そして自治組織に関する視点について、ぜひ、委員の皆様お一人お一人から今後の審議の進め方についてご意見いただき、またご相談をさせていただきたいというふうを考えております。ただ、この審議会、かなり人数もおられますので、本日は副会長と私を含めると、12名出席となります。お一人5分お話いただくと、それだけで60分ということになりますので、できましたら1つの論点、2、3分程度に要点を絞ってご意見を伺えればというふうに存じておりますので、どうか御協力のほどよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は会長様でお願いいたします。

(会長)

それでは、改めましてよろしく願いいたします。会議の成立、そして会議の公開についてご説明いただいたところですが、本日の会議は成立し、また会議の公開、そして議事録作成のために録音させていただきますのでご了承お願いいたします。事項に沿って議事を進めてまいります。

## 3 報告

### ・自治基本条例一部改正について（令和4年4月施行）

(会長)

「3 報告」をご覧ください。当審議会において、3回の審議をいただき、検討してきた自治基本条例の一部改正案が3月議会を持って、可決、成立されたことになり

ましたのでご報告させていただく。資料1で解説付きの条例の新旧対照表、そして、別綴じの方の参考資料2では改正内容が溶け込んだ条文案をご覧くださいるので、ご確認よろしくお願いたします。事務局から何か補足はありますか。

(事務局)

**【資料1】一部改正新旧対照表について説明**

◆主な改正点

- ①新市建設計画に係る文言の削除
- ②支所に関する規定の修正
- ③新たな視点（総合計画、広域連携）

(会長)

説明があったように、前回改正から今日に至るまでの間の状況の推移や、あるいはすでに別の箇所で決めていただいたものについて整合性をとる。そうした点で、早速にも改正できるものから審議いただき、改正いただいたということになる。他方で、じっくりと腰を落ち着けて審議していきましょうということについては、今日から再スタートを切るということになるので、よろしくお願いたします。

#### **4 議事**

##### **(1) 見直し検討について**

(会長)

議事に入らせていただく。議事に入る前に、改めて再スタートということで、この審議会の出発点から再度確認させていただく。すでに第1回審議会においても説明させていただいたところだが、当審議会は、自治基本条例審議会としては立ち上がってから1回～4回目までの審議を経てきたが、他方でこの審議会の設置に先立ち、総合計画審議会の方で審議を継続してきた経緯がある。ですので、この審議会が立ち上がってゼロからということではなく、すでに総合計画審議会の方で審議、検討してきたものの上に立って、引き続き審議いただくということでお願したい。

では、見直し検討について、これからご審議、またご相談をさせていただきたいと思う。資料2につきまして事務局から説明をお願する。

(事務局)

**【資料2】伊賀市自治基本条例の見直し検討状況について説明**

- ◆大きな方向性・・・本来の目的である「理念条例」とする。
- ◆引き続き検討していくもの
  - ①基本的人権の視点（第3条第1号）
  - ②自治組織に関する視点（第4章）

③条例の構成

④新たな視点

(会長)

人権の視点や自治組織に関する視点については、この後、委員の皆様お一人お一人ずつご意見をいただいでいくので、この資料についてご質問があればお願いしたい。

—質問等なし—

(会長)

では、ご意見をいただいでまいりたい。審議のポイントとして、大きな方向性について再確認をさせていただくが、本来の目的である理念条例とするとある。ただ、その理念条例の意味・意義についてはすでに当審議会においても議論いただいでいるところで、単なる理念に過ぎないものにするということでは決してなく、中黒2つ目に書いてあることが重要かと思う。かけがえのないもの、簡単には変えられないもの、そういうものをきちっと理念として書き留めていく。他方で、特に住民自治、自治組織に関することになってくると思うが、伊賀市の自治を取り巻く状況の変化、あるいは関連する法令の改正といったことに合わせて随時見直しをかけていくものについては、やはり簡単には変えられない基本条例の方に位置付けておくとなると中々、今後運営が難しくなってくるのではないかというような懸念もあり、別条例にしてはどうかということを手すでに総合計画審議会で審議してきた。これを踏まえ、改めて自治組織に関する視点を含めて、今後の見直しを委員の皆様と協議していきたいと思う。

①人権の視点(第3条第1号)

資料2の(1)をご覧ください。基本的人権の視点については、当審議会においても、すでに議論いただいできたところだが、先ほども説明があったように、さらなる議論を重ねることを通じて、今後の方向性を見出していこうということで答申した。本日はご意見をぜひ伺いたいと考えているのは、(参考)と書いてあるところの2点目。さらなる議論を重ねていく、それに際しては、第1に引き続き市民の意見を聞く、また第2に必要なに応じて専門的見地からの意見を求める。こういうようなことを通じて、更に議論を重ねていこうということを、委員の皆様と確認させていただいているところだ。では、どのような形で市民の皆様の意見を聞いていくか、また、どのような形で専門的見地からの意見を求めていくか、そうしたことについて、今、お考えのこと、アイデアなどがありましたらぜひ伺わせていただきたいと思う。人権の視点についてはこれまでも審議してきましたので、これまでの審議のあり方への感想などを含め、今、整理させていただいた今後の市民の意見の求め方や、専門的見地からの意見の求め方などについて、ぜひご意見を聞かせていただければと思う。

(委員)

基本的人権の視点について、基本理念ということだが、私もいろいろあれからも勉強させていただき、理念というのはやはり普遍の原理と捉えていかななくてはならない。ただ単に言っているのではなく、これは、普遍の原理なので、これからもずっとこの理念をきちっと守っていくべきだと思っている。それで、引き続き市民の意見を聞くということについては、パブリックコメントをして、市民の意見を聞かれたと思っている。いろいろご意見も出た。それから、必要に応じて専門的見地からの意見ということで、三重県が、人権が尊重される三重県をつくる条例というものを先日制定した。まさにこの条例の条文は、以前から私がずっと言っている中身が、きちっと入れられている。非常に素晴らしい条例だと思っている。ここの条例でいっているのは、人類等の属性、「人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。」ということだから、私が第1回から言わせていただいている、この条文案の「部落差別をはじめとする」という条文については、やはり消して、「あらゆる差別のない」というところに落ち着いて条例を作っていったらどうかと、そういう視点でいけば良いのかなと思っている。

(委員)

人権というのは、現代の風潮からいうと、やはり「部落差別をはじめとする」というのは抜いて、「あらゆる差別」に変えていったほうが良いと思う。今の時代の流れにあった形にというふうに考えている。

(委員)

理念条例であれば、普遍的に、抽象的な中であるべきだと思う。「あらゆる差別」という方が抽象的という言葉は良くないが、良いかなと思う。部落差別というのは政策条例の中で具体的に訴えれば良い話だというふうに考えるので、理念条例には「あらゆる差別を無くす」という程度の方が一番ベターかなと思う。

(委員)

私は教育の場で目標達成しきれてこなかったことが部落差別の解消という課題だ。パブリックコメントの中でも「教育・学習の場で改善しきれてなかったではないか」という指摘があり、そこに何があったのかということを経々今でも反省しながら、振り返っているところなのだが、その具体的な現実を見つめるということで今、市でも意識調査とか実態調査とか、そういう客観的なものもしっかりと検証していただきながら、事実に基づいて文言を考えていただければと思う。ですので、部落差別の現実がある限り、私は明記していただきたいという意見をお伝えさせていただく。

(委員)

時代の流れによって変わってしまうかもしれないものであれば、不変のものに「部落差別」をあえて明記することが、気になるところでもある。無くなってほしいところなので、あえて「部落差別」という文章を入れることにすごく抵抗があって、部落差別は不変的に無くならないという印象を個人的に持ってしまう。理念条例ということもあり、これは、時代の流れとともに変わる可能性のあるものだと思うので、無くても良いのかなと思っている。あと、専門的な知見で、私が知識不足なところもあるので、専門的分野から聞けるのであれば、部落差別に特化している方、男女共同等、いろいろな人権の分野の方からお話を聞けると良いと思った。

(委員)

この問題はとても深いと思う。私もいろいろとそういう会議や集会に参加させてもらっている中で、個人的には無くなって欲しいと思っている。しかし、現実はまだまだ根が深い。実際、まだまだ残っているのではないかなと思うので、市民の意見を聞きとか、専門的な見地からというところの意見を求める、私たちだけの意見ではちょっと図りかねる。それが私の今の気持ちだ。

(委員)

「部落差別をはじめとする」という文言を抜いたほうが良いと思う。私は、本当に部落差別は無くすべきだという立場に立っている。実際、今まで生きている中でいろんな差別も経験したが、目の前で起こっていることには、解決はできなかったが、その都度対処してきた。どうやって無くしていくのかということは、日々の生活の中で実践してきたつもりだ。でも、ここにあって「部落差別をはじめとする」という文言を入れることが部落差別を無くすとか、忘れないということには繋がらないと思っている。それと、会長もこの伊賀市のまちづくりの基本理念として相応しいものとなるようというところを強調されていたが、ここで必要に応じて専門的見地からの意見を求めるという、その専門的見地というか、そういう立場にある人というのは誰なのか。後で、会長、副会長から、この専門的見地からというのは、聞くとすれば、いったい誰なのだという事は聞かせていただきたい。それよりも、実際テーマになっているのが「部落差別をはじめとする」という文言を入れるか、入れないかということが、ここでの論議でも、パブリックコメントの中でも9割方を占めていたと思う。それ以外のことは1割ぐらいだったと思うので、やっぱりそこに焦点が絞られているということは、この文言をあえてひとつ入れるのか、入れないのかということが、この論議の大事な部分ではないかと思う。なので、こういう書き方だと、繰り返しになるが、省いた方が良いと思う。あるいは入れるのであれば、三重県の人権の新たな条例のように、すべて別項目で列記すべきだと思う。

(委員)

理念というものが原則不変である、頻繁に見直すものでないという前提があるのであれば、この「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない」というこの文言はいつまでたっても認め続けてしまうことになる。本当は「あらゆる差別のない」にすべて含まれているのに、段差がついたままいつまでもそれを認めてしまうことになるので、やはりそれは、私はすべきでないと思う。活字でワンフレーズにしてしまうと、ずっと読んでしまうが、やはりこの「部落差別をはじめとする」と「あらゆる差別のない」というのは、何かものすごく相反するものが接ぎ木されているような気がして、フリーハンドでいて、何か問題がある時にこちらがきっちりと対応するというフレキシブルなものを持とうと思ったら、あえて固定したものにしないほうが全部が含まれているような感じがする。このフリーハンドってすごく大切だと思うのが、例えば仏教の中に千手観音という手がいっぱいあって、ありもしないようなものが仏像になっているものがあるが、あれは実は、ある状態を表現しているものを具現化したもの。それは、千手というのはたくさんという意味で、全方向に手が伸ばせるという意味だ。千手観音といたら、いろんな道具を持っている。それは、人を助ける為の道具だ。いろんなものを持っているけど、まだ手を伸ばしていない、スタンバイの状態だ。それはある意味フリーハンドを表している。どんな問題があっても、どんな事例があっても、それにぴったりの方法で助けてあげる、サポートする、必要なサポートをして、また戻ってきてフリーハンドになるという意味があると自分は理解している。そういう意味では、「あらゆる差別のない」ということで全てを含んでしまうことによって、フリーハンドで必要な状態にきっちり対処できる体制をこちら側がとっておけば、この条例がその体制さえとっておけば、一個一個、固定化する必要はないと思う。

(委員)

私は最初、この会議に来させてもらった時、部落差別も中々解消できないけれども、全ての差別があるので、委員の皆さんが言っていたように「あらゆる差別」ということに変えたらどうだろうということに賛同したが、私は今、その「部落差別をはじめとする」と、「あらゆる差別」にするというもので中間になっている。一番肝心なことは、やっぱり「部落差別をはじめとする」もあるし、皆さんの意見のように「あらゆる差別」という表現も、私は妥当だと思ったが、今の心情としては中間・真ん中にいる。どうするかということだ。皆と共有して皆さんの意見を聞いて頑張っていきたいと思う。

(委員)

県の条例の話が出たが、この差別ということについて、その先にあるものは何かというと、平等性を尊重した社会だろうと思う。元々仏教では「しゃべつ」という言葉



だった。なんでもかんでも、同じ土俵に乗せてしまうことが平等ではない、その土俵への乗せ方がある、1つの土俵に皆乗せてしまうことはそこでの平等性を保てない。そういう話を伺っている中で、この不当な差別ということは県の条例にも入っている。不当な差別はダメだと。私の考えとしては、それは「あらゆる差別」で落ち着くのだろうと思うが、不当な差別を無くすことが大事なのかなと思う。その先にある平等性を求める。

2点目はパブリックコメントやタウンミーティングなど、市民からの意見を聞く。これは制度としては中々素晴らしい制度ではあるが、やはり完璧な制度はどこにも無い。市民の意思を形成するその骨格の主体は、何と云ってもサイレントマジョリティだと思う。そこをどう汲み取っていくかという問題が起こってくるのだろうと思う。パブコメも良いが、意図的になにかそういう操作をしてしまって、ある方向性に導く一助にもなりかねないという危険な部分も含んでいると思うので、我々としてはパブコメなりタウンミーティングをどのように取り入れていくか。意見が多様になった時に、それをどうまとめていくかという非常に難しい論点が起こってくるので、具体性がないが、やはりそこについてはそういう思いを持って臨む必要があると思う。

(会長)

ここで結論を出すというよりは、委員の皆様自由に発言いただいて、それを事務局で受け止めていただき、また次回、あるいは次々回で提案していただく。そういう場というふうに考えている。そういう場だということもあるので、副会長と、私についても、副会長、あるいは会長としての立場ではなく、一委員としての立場で発言をさせていただくことをご了承いただければと思う。

(副会長)

ご配慮いただきありがとうございます。伊賀に関わって20年近くになりますが、今ずっと皆さんのお話をお伺いしていると「部落差別をはじめとする」というふうに部落差別を特出しすることについて、どちらかといえば否定的な論調を感じた。理念条例で不変のものを扱いたい、扱うべきだということはすごく分かるし、県の条例はそれを全て羅列したわけだが、ただ、あれを全て羅列したからといって、じゃあそれで済むかという私はそうは思わない。やっぱりその中でも、先ほど委員がおっしゃったが、優先順位というか、この伊賀ではということ私をあえて今日は言いたいと思っている。この伊賀で、やっぱり人権の問題といった時に取り上げなければいけないものがあるのではないのかということは、私の経験から少し言いたいなと思っている。法律でいっても当然改正しなければいけない法律というのはできているし、女性の困難の解消を目指す法律というのが2年後に施行される。これまで女性の困難を解決するための法律の根拠は売春防止法だった。それ以外なかった。それだとDV等に対応できない。だから女性の困難を解決する法律というものが2年後に施行されるわけだ

が、そういうふうに時代の進展とともにいろいろと困難な立場にある人たちをどういうふうにするかということは、試みられているわけだから、その意味でいうと、今まで伊賀がどうであったのか、そしてこれからどうであるべきなのか。これからどうあるべきなのかというところでは、あらゆる困難、あらゆる差別を解消するということは、それはその通りだ。ただ、今までどうだったのかというところを少し見ておく必要が私はあるような気がして、その中で理念条例として人権の問題をどう捉えるのかということ、もう少し深い議論をしていく必要があるのではないかと思う。まだしばらく時間があるので、そんな議論をこれからもしていきたいと思っている。

(会長)

副会長がお話いただいた視点と、視点としては共通するところがあるのかなと思う。今までどうだったかということと、これからどうしていくかという、そのどちらも、視点としては重要なのではないかなとも私も考えている。以前に、憲法のお話をさせていただいた。憲法14条1項の話だが、人種信条、性別、社会的身分また門地という、これらを理由とした差別について14条1項は、明文で禁止している。ただ、その5つの理由だけに限って差別を禁止しているわけではなく、あくまでも例を示している、では、どういう差別の理由について例を示しているかということ、過去に差別の理由とされることの多かった、従ってこれからも厳しく禁止していく差別の理由について、あえて例として挙げるということで注意を集めている。そういうことが重要なのではないかなとも思っている。そうした過去にどうだったかということ、伊賀の条例としてしっかりと記録に残しておくことに意味があるとすれば、それはそういう規定になるかなということが1点。

もう1つ、ただ、これまでどういう経緯をたどってきたかというような形で、この間、議論を重ねてきたと考えているが、それのみでは中々解消しきれなかったな、乗り越えられなかったなというふうなことも考えている。ですので、これからの伊賀で人権を尊重したまちづくりをどういうふうに進めていくのか、そうしたこれからの伊賀の人権まちづくりにおいて、基本理念として人権尊重という考え方を掲げてくということがやはり必要なのか、必要だとしたらどういう文言が必要なのか。それをこれから人権まちづくりに中心となって携わってくださる方々のご意見をしっかりと聞いた上で、どういう基本理念が必要なのかということを考えていく必要があるかなということも考えている。私のイメージしている専門的見地というのは、人権のトレンドを見ることはやはり重要なところかなとは思いますが、ただ、その伊賀のこれからの人権まちづくりに中核となって携わってくださる方々のご意見は、やはり専門的な見地として、伺っておく必要があるかなというふうなことを今はイメージしている。

(会長)

一通りご意見として伺ってまいったが、事務局いかがか。

(事務局)

専門的見地をどうやって求めていくかという話は、また煮詰めていっていただけたらなと思う。

自治基本条例第 12 条の「まちづくりに参加する権利」で、「市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる」という規定を謳っていて、直接、人権に関して規定している条文ではないが、若干関係することをこういう形でここでは表現している。第 3 条基本理念の議論の際には、この 12 条もどうしていくかということも関連してやっていかなければならないと思っている。

それから、パブリックコメントについて、その性質上、量の問題ではないと思うが、人権の視点に関する意見で、「部落差別をはじめとする」という文言を入れることについて、賛成、反対の意見を多くいただき、非常に関心の高かったところではある。

どのように専門的見地を求めるかについては、議論いただき、そういった意見を聞きながら進めて行く方向性が見えれば良いかと思う。

(会長)

繰り返しになるが、今日は自由にご発言いただき、それを持って再スタートを切りたいということでご発言いただいた。次回また同じような形で、今後どういうふうに進めていくかということについて、さらに一歩先に進めるような形でご意見をいただいたり、また方向性を確定させていくということになろうかと思う。ですので、次回の審議会までに、委員の皆様には、冒頭でお話させていただいた 2 点、今後さらに議論を重ねていく、その上で、まずどのような形で市民の意見に耳を傾けたら良いか。また、どのような形で必要に応じて専門的見地からの意見を求めたらよいかについて、少し具体的なアイディア、方向性などについて考えてきていただいて、次回、持ち寄れば良いなというふうに思うが、いかがか。

(委員)

会長、副会長が強調されていた、今までどうだったかと、伊賀独自の問題として考えるべきだということ、大賛成です。今までどうだったかということは、伊賀のこととなると、一般的な部落差別を無くそうとか、ぼやかした形で、就職差別や、結婚差別の問題をやめましょうという上辺の話だけでは駄目だろう。

(委員)

「あらゆる差別」でまとめて、そしてそれぞれの項目について、それぞれの団体がその解消を目指してやっていく。そのまとめを市がやる。私はそうすべきだと思っている。そのためにこの審議会は大変重要な審議会となる。このように考えている。

(会長)

個別の問題に対して市に回答を求めるとするのはこの場が適切な場とは言いがたいのかなというふうには考えている。ただ、先ほどの宿題は決して審議委員の皆様に対してだけではなく、市、そして事務局に対しても宿題を課したつもりはあって、市としてどのような人権尊重のまちづくりに取り組んでいくのか、その上で、なぜ自治基本条例の理念として人権を掲げる必要があるのか、掲げるとしたらどういう規定が必要なのか、市としての考えもどこかのタイミングでは聞かせていただいた上で審議するという必要かと考えますので、それが次回になるのか、次々回になるのかということについてはまた内部でも協議をしていただき、また私達とも相談をさせていただきたいと思いますが、宿題は、差し当たっては委員の皆様次回までに考えていただくよう示させていただきましたが、市の考えとしても、いずれのタイミングかでは何う必要があるかと考えていますので、よろしくお願いします。

(会長)

よろしければ本日もう一つですね重要なご意見を伺いたいことがありますので進めさせていただきますと思う。よろしいか。

## ②自治組織に関する視点 (第4章)

(会長)

では、改めて資料2をご覧ください。資料2の大きな2番(2)。自治組織に関する視点。これにつきましては、基本的人権の視点とは違い、今日これから審議し始める事柄になるので、どこを出発点とするかということについて、皆様と共有をし、またそれに関してのご意見をいただければなというふうに考えている。冒頭でこの間の審議経過とその上にたった本審議会での検討ということについてご案内をさせていただいたが、すでに自治組織に関しましても、随所で検討いただいていた。

(2)の中黒1つ目。自治協の権能や責務の規定についての検討とある。権能については、一部見直しをかけてきた部分もあるが、責務の規定については、26条の2の規定について、前回の見直し時は新たな責務の規定を置く事については見送りとなった経緯がある。改めて、権能、そして責務の規定のあり方について取り上げて審議をしていこうというようなことが1つの視点として提示されている。

また、2つ目。住民自治地区連合会については、「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」に任意設置に移行するという方向性を1ついただいているので、この任意設置にしたかどうかということが、この審議会においても1つの議論の出発点ということになろうかと思う。これを共有させていただければと思う。裏面をご覧ください。地域振興委員会については、自治協が全域に設置されたということをもって、すでに今回の3月議会で可決、成立していただいた見直し時に削除したらどうかとい

うことで事務局から提案をいただいたが、ただ何らかの自治協に対してのバックアップというか、セーフティーネットというか、今後の自治協を取り巻く環境の推移を見据えて何かの支援策は必要となるのではないかというようなご意見もいただき、これは性急に見直すべき点ではないな、しっかりと腰を落ち着けて審議をした方が良さそうだとということでペンディングにさせていただいた点だ。これについても、まさに腰を落ち着けて今後審議してまいろうということが出発点として確認すべきことかなというふうに思っている。

最後の中黒だが、自治協に関する規定の部分については、基本的な部分は自治基本条例に定めを置くわけだが、詳細なところについては別条例とする。ここは大きな方向性として、総合計画審議会の方でも認めていただいていたところだ。冒頭でお話させていただいたところとも関わるが、自治基本条例は理念条例だ、理念はそう簡単には変えられないもの、変えるべきではないものをしっかりと規定しておく。一方で、状況の推移や、伊賀市の自治を取り巻く状況の変化に機敏に対応するためには、組織の詳細については別条例とするのが妥当ではないかということについて、この間、総合計画審議会において、お諮りをし、認めていただいていた基本的な方針だ。これも今後の1つの出発点ということになるかなというふうに思っている。

この間のこの自治基本条例の見直しを巡る検討状況としては、今、資料2で整理していただいている4点が今後の議論の出発点という事になるかなというふうに思う。この上に立って皆さまと今後意見を重ねてまいりたいと考えていますが、この点について、ご意見、あるいは現段階での感想、今後の審議への期待等についていただけましたら幸いです。この第4章をどのような方向で見直していくか。これを出発点とすることについて共有した上で、委員の皆様から今後の審議の進め方についてご意見いただいてまいりたいと思います。

(委員)

住民自治協が伊賀市で作られて20年近く経とうとしているが、私は20年経っても成熟していないと考えている。成熟をしているというのは、その自治協がその地域の中でいかに自立をして、本当に細かい自治まで責任を持ってやっているかどうかで、それををはかるのはやはり指定管理をすべきだというふうに思っている。私もこの4月に指定管理を受けて、スタートしているが、指定管理をすると今まで行政に甘えていたところがたくさんあって、それを全て自前で行うということになると思う。そうすると、住民の皆さん方の意見がもう大変たくさん、遠慮なしに出てくる。それを、全て自治協でまとめて、そして行政にも報告をしながら進めていかななくてはならない。連合会についても、私は情報交換の場として任意に設置するのではなく、うちは3つの自治協があるのですが、その3つの自治協が情報の共有をしながら一緒に物事を進めていく。それぞれの地域の実情や地域のいろんな色もあるので、そういうことを進めていくためにも、情報交換の場だけでは駄目だというふうに思っている。ここをも

う少し議論して、連合会をどうするか。昔、この連合会については連合会で意見をまとめて、要望をまとめて、議会を飛び越えて市に対してものを言っているということがあったので、それについては、やはりいかなものかなと私も思って、その時にはそのことについては、それは駄目よということをおっしゃっていただいた。本当に成熟しようと思えば、これからはそれぞれの地域の中でまとめて、その地域事情も勘案した形でいわゆるそれぞれの自治協が活動していくということが大切ではなからうかと思うので、もう少しこのことについては議論を続けていっていただければと考えている。

(委員)

農村部では昔からの区というものがあり、それがかなり権力もあったので、中々自治協への切り替えが難しかった。現状、自治協もあり、区も存在している。それは区の区長さんが自治協に寄ってきて運営していくという形をとっていて、阿山地区は4地区があるが、その4地区が寄った地域連合会というものもある。それも情報交換等々をやらせてもらっているが、行政からの連絡事項ばかりで、下からの意見を吸い上げていくということが中々できない中で、活動が滞りがちなところがある。だんだんと自治協に対する補助金が削減されてきていたり、それから、島ヶ原が今まで過疎地域だったが、阿山と大山田と青山が追加されたりで、難しいなあというような感じはしている。

(委員)

自治協からの委員が14名中6名いて、この自治基本条例は、まち協、自治協を中心とした流れを重要視していると私は理解させていただき、参加させてもらっている。第4章については、理念条例と言いながら、細かいことまで書かれている。この検討状況の中では別条例にしてはどうかという提案が1つなされている。別条例であれば、その別条例もあわせて基本条例の中で審議することがまち協、自治協の方向性をみるのにちょうど良いかと思う。切り離して、細かい具体的なことはそれぞれの部分で書くことも必要ですし、また、自治協、まち協のことを基本的なことであると考えれば、この基本条例の中にそのまま残すという手もあると思うので、その辺は委員のいろいろなご意見を伺いたい。方向として、煩雑、複雑な条例になっているというのであれば、別条例にすることはやぶさかではないが、その時には自治協、まち協の私たちも一緒にその政策条例の中にも入って、一緒になって考えたい。そうでないと、片方で審議をしていたのでは、漏れ落ちてしまう、どこかに載せないといけないものがあるかなと思う。もう1つ、過疎という話からすれば、阿山、大山田、島ヶ原、青山。そのメンバーで私たち過疎地域を振興するにはどうしたら良いのか、それぞれ違う悩みがあるのかもしれませんが、街中は街中のスタンスがあるのであれば、田舎は田舎のスタンスを作ろうではないかと、そういった話し合う場はやはり必要だろうと思う。それは他チャンネルで良いと思う。自治協、まち協で1つのチャンネルを作れば良いと思う。そ

の中で真剣にしていけばいろんな他のチャンネルでも呼応してもらえるのではないかと思うので、4章については十分検討を進めたい。

(委員)

ここに掲げてある市民が主役のまちづくりという素敵な言葉、私共の地域の者は何か生みの苦しみを体現しているような感じで、一つ一つの地域の活動を作り上げるのにまだまだたくさんの方の意見を聞きながら、一つ一つを積み重ねているというふうなことを感じている。いつかの審議会で、市民活動というテーマでお話を聞いた時に、その市民がそれぞれ自主的な活動をしている発表の場で、今のこのコロナ化、どんなふうにして多くの人に周知してもらおうかという時に、年齢の高い方がたくさんいらっしゃる中で、プレゼンテーションの手法を学ぶ研修会を実施したら、たくさん参加されたという報告を聞いたことがあった。実際このアンケートの中にもあったが、自治活動、自分たちのものにするために人材を育成していくという意味で研修という場は欲しいのだなど。「さあやりなさい」とポンッと投げられただけではなくて、やっぱり市が主導となってということになると思うが、研修の場というのも一つ考えていただきたいなということを実感している次第だ。

(委員)

自治協に参加させてもらって、自分にも身近な問題なのだなということを中心に参加させてもらって勉強させてもらっているところで、まだ意見という意見がないが、逆に言うと、私みたいな若い世代があまり理解できていないというのは事実なので、そこをもう少し参画しやすい環境だったり、学ぶ場所であったりとか、難しいことからスタートしてしまうと多分皆さん敬遠して来ないと思うが、もう少しフラットな感じで入れる何かがあると良いのかと思う。こういう若い者が全然知識も無く、経験も浅い者が、もう少し参画できるような何かがあれば良いのかなと直観では思った。

(委員)

今、私たち地区のまちづくりで懸念があるのは、続いていくかだ。年代が70歳以上の方がほとんど役をしてくれている。順番で回っているが、区長さんが主に中心になってやってくれている。ただ、今のやってくれている方が退いていったら、これは果たしてまちづくりの運営はどうなっていくのかということ、今、懸念される所だ。それともう一つ、指定管理だが、私の地区の場合は指定管理する場所がない。指定管理する場所が市民センターだけだったら、例えば、利用してくれる方から電気代とかの名目でもらうとか、その程度の収入だ。それでそういったことを考えていった場合に、住民自治協議会の差ができてくるのではないかと、運営ができていく所と、できていきにくいところがでてくるのではないかと懸念されている。地域には大きな団地があるが、そこがそしたら中心になって何でも協力的にやってくれるか

という、新興住宅地と旧村という関係があり、いろいろ難しいところがあって、その400～500棟ぐらい建っている中でも全部が全部自治協に入っていない。だから、そういったことをいろいろ考えていたら、中々まとめるのに大変な部分がある。それで、今だんだん市からのお金も減ってきて、さあこれからどうしていこうかということで皆いろいろ首を捻っている。何か産物を作ろかと、畑があるし田んぼがあるし、何かできないだろかと。昔はこういう物を作っていたけど今はどうだろうと。ところが、農業もたいしてお金にならない。難しい。一つの物を作るのに本格的にやろうと思ったら、それこそ一人や二人の力ではできない。やっぱりその地域で少なくとも5人以上が寄って、では共同でこういうことやろかというふうに盛り上がらないと、中々持続性がでないと思う。これがうちの町の課題です。

(委員)

私は、26条の2は入れるべきだと思っていて、個別で資料も作って、市民サイドで勉強会をしたこともある。2011年から2017年度末まで、ゆめポリスセンターで勤めていて、住民運動とか地域の市民活動の支援というの、その間に3年間だけNPO法人の指定管理をする時期というのがあり、その時に2年間に渡っているいろいろ現場取材したり、いろんな機会を使ってヒアリングをした。住民自治協議会の仕事に携わられている役員の方とかセンター職員の方とか、地域住民の方とかもいろんな方がゆめポリスセンターに来られましたので、その時間を使って丸々2年間、良いところ、悪いところ、こんなことあんなことということヒアリングしたものをまとめて市のほうに提出した。伊賀の自治に関するいろんな話し合いをしたいという機運が高まった方々と会合をもったり、勉強会をやったりした。その時に26条の2の、まちづくりの情報を会員相互共有、環境整備とか地域内で情報共有するとか、至極当たり前のことが削除されて、本来はこういうものがあるべきだという意見もその中でもかなり多かった。そのことを実際に知らない、まだ住民自治協議会の中の仕事をしてない地域自治に関して関心がある若い人たちと一緒に勉強会をやったという経緯がある。これは、当然時代は変わっているが、入れるべきで、これがないことによる弊害というものもあった。別の地域で住んでいる方が、住民の方とかと自治協とのいろんな齟齬の問題や、住民説明会の問題とかでトラブルがあったとか困っているという話の時に、26条の2が整備されているから、されていないからは別にして、やはり住民自治活動している執行部が住民との対話を避けて、あるいは情報共有を避けてということが伊賀市の中でも具体的にある。いずれにしても、これを守るか守らないかというのはもうみんなで作っていくものだと思うが、これを削除するということが非常におかしいのであって、書いてあることというのは当たり前のこと。説明責任を果たすとかは非常に厳しいとか、そんなことだったら住民自治会なんてしないほうが良い。元の区でやってくれたら良いし、地元の区の中でというのはこういう規約、こんなことは書いていないが、説明責任とか、事前に何をするとか、誰がどういうことを言ったからこうい



うことをしないとだめだとか、「私は聞いてない」ということは一切ないような形で運営されている。それがなくともうとんでもないことになるので、なぜ包括的にある整備された住民自治協の規約の中にこういうことをもとにするようなものが自治基本条例の中になのかということが不思議なので、これを早急に整備して元に戻すべきだと思う。

(委員)

この条文に関しては、私は現時点ではまだ知識不足・情報不足なので今のところ何も言えない。なぜかというと、私は移住者で、伊賀に住み始めてまだ4年です。前に居たところは、住み込みで地域のことはあまり分からず、その前は海外で、実家もかなり人口が多いところだったので、今までの自分のデータが参考にならない。それでそのことを鑑みても伊賀市のこの自治協というのは非常に独特。この地域ならではのシステムを持っていると思うので、これから実態を自分が把握した上で、この委員会に参加する中で勉強させていただき、自分の考えをお伝えできたらなと思う。ただ、先ほどの3条のことにしても同じだが、基本的にこの自治基本条例のベースになっている補完性の原則を、自分が分かった上で、こういう個々の条文が機能するかどうかという、その視点だけは忘れないようにしてこれから対応していきたいと思う。

(委員)

各自治協の会長さんがおっしゃるのは、市は何もしてくれないということを言いますが、基本条例の中にもあるように、市は地元の自治会組織に補完性があるようなことをやってほしいということで、ここで皆さんに言っているのは、市になんでもかんでも言うのではなく、自分らでよく考えて、できることは我々でやっとうと、できないことをやっってもらう、市に助けてもらおうという考え方でいかないと、これは長続きしない。意見は大事だけれど、地域ぐるみで力を合わせていこうということ。

2点目は、指定管理だが、上野連合22地区の中で4～5つぐらいが現状やっとうと、令和5年度からはもう少し増える。包括交付金も先ほどお話あったように、右肩下がりで下がってくるのではないかとということもありますが、市のほうも財源的に苦しい中だから、提示された金額で運用していこうではないかと思う。それから、指定管理になることによって、節約も考えられるし、余剰金が残ってきたら積立金にも残せるし、自由にできる。ただ、市民センターの維持管理については、5万円以上の修繕にかかるものは市がやってくれる。消耗品の購入とかそれは自分らでやるということなのだが、今後運営していくなかでやはりこの基本条例自体にもいろいろ皆さんのご意見があると思う。住民自治協のこれからの機能ということだが、思っているだけではなくて、我々が一緒に活動して、何が足りて、何が足りないのか、どういうことを住民が心を動かすような、賛同してもらえそうな雰囲気を持っていくかということがこれから重要だ。なので、市のほうに私たちもいろいろとお願いすることも多々あります

が、しっかり対話していきたいと思う。

(委員)

この住民自治について、地方自治という観点を見る必要があると思う。高度成長期に大きな政府でいわゆる3割自治をやっていた時だが、独自性、自立性がない等、非常に揶揄された。ただ、日本人は均一性を好むので、どこの市町村もある程度同じようなレベルの行政サービスが受けられた。そういう時代があったが、成長期をはずれていき、今度は小さい政府を目指す形となった。小さい政府になってくると、それはもう全然維持できないので、市町村合併が起こってきた。当時よくニュースで言っていたのは、交付税とは地方税の形を代えたものだが、交付税が大都市と小さい村との住民で見たら、不公平が起こっている。小さい村の人は割り当てが大きい。だから不公平だという言い方をして、均一にしていくと、小さい自治体は成り立っていかなくなる。そんな中で合併するかしないかということで、合併はどこもしたくなかったと思うが、せざるをえない状況になっていく。そこでするにしても、しなくても相当の覚悟、これは行政も住民もそうだが、覚悟がいったと思う。こういった背景というのは、実は今も何も変わってなくて、伊賀市もどんどん人口が減ってきているわけだから、ベースとして考えたらその当時合併した時に考えられたスケールメリットの話は、人件費を落とすとかそういうメリットだろうと思うが、それとて、もう今度は伊賀市が言ってしまうと、合併するかしないか、そういう立場になりつつある。ただ、これ以上合併すると市域が広がりすぎて、住民にとってはほとんどない話になってくるので、そこはないと思うが、その分、覚悟を持って、この自治基本条例もそうだが、そういう部分が実はどこにも出てこない。要するに、人口減が起こっているほとんどの市が過疎化していくという状況の中での、今後どう進めていくかという観点が少し抜けている気はする。それは絶対に避けられないことなので、そんな中で、4章の住民自治のしくみ、我々実際に住民自治協議会を運営する中で根拠というか拠り所とするのは、今度、理念条例になる自治基本条例になってしまう。全ての仕事の根拠が理念条例というのはちょっと我々としてもやりにくい部分がある。今の状況として16条ほど条文を持っていますが、他の市町村では16条で自治基本条例を作っているところもあるぐらい大きな部分を占めているが、ただ、ですから我々としてはできれば政策条例的なもので分けていただく方がやりやすいことはやりやすいのだろうと思う。もう少し事細かな規定を設けていただければ、市からすればすぐ変えられる可能性もある。逆にいうと良いようにこちらの意見を出して変えていただくことも可能だと思う。理念条例では中々そういうこともできない。もう少し住民自治協議会が運動する時の拠り所となるように、支所廃止問題で戦った時も、これを使ったのですが、うまく逃げられてしまって、実態として、合併した時は皆燃えていた。今はどうかというところちょっと機能停滞、大停滞を起こしている。我々のところは、この大停滞をなんとかしないとこれはまずいなど。解散に追い込まれる可能性もあるなどということで、

今もう一度1年ぐらいかけて住民アンケートを実施して、どうやって進めていったら良いか、身の丈に合ったものにしないとこれはまずいなという思いは持っている。ですから、どちらかという行政を、補完性の原則という話がありましたが、あれは自立を非常に強く促してしまう制度。そうではなくて、協働的に助けてもらわないとどうにも動けない。自立と言ってももう15年経ちますが、ほとんど成熟するどころか、だんだん停滞していつているような状況。はじめは活発だったが、だんだん停滞感が出てきている。そういうふうな中でこれをどうもう一度盛り上げていくか。その為にはやっぱり仕組みを作っていくなかで、指導もいただきたいし、別個にそういった形の拠り所をもう少し明確にできるような形の条例も必要なのかなと思う。

(副会長)

皆様のご意見をお伺いして、私もこの住民自治協議会の制度に最初から関わらせていただいて、皆さん非常にご苦労されているということはよく分かります。ただ、一つ言えることはあの当時伊賀は合併をしたからといって、人口減少社会から免れるわけではない。これは最初の時のお話にもさせていただいたが、2030年に人口10万人を維持するためにはどうすればよいかという全体構想から、では、伊賀市が全体でちゃんとやらなければいけないセーフティーネットと、それぞれの地域性がどんどん変わっていくわけだから、それぞれの地域でいろいろと地域の問題を自主的に解決できるような仕組みを、2つを整えようではないかということで、各地区に住民自治協議会を設置できるような仕組みをとって行って、なおかつ、その時には確かに燃えていたというのは本当にそうだと思う。特に周りの阿山にせよ大山田にせよ島ヶ原にせよ。市街地はその意味でいうとある意味まだいいのではないのという話があって、動きが鈍かったというのは確かだが、周辺はその時本当に頑張っているんなことやっていただいたのだが、ちょっと息切れぎみになっている。これは日本全体の人口の変移からすると、伊賀もその状況から免れないが、実は1995年に、働く人の数は、オールジャパンでいうと減り始めた。ところが、生産年齢人口と総人口の相関をとってみると1995年からずっと生産年齢人口が落ちている。けれども、総人口はそんなに減っていない。で、2020年ぐらいから今度は生産年齢人口も総人口も急速に減りだす。だから今まさに総人口と生産年齢人口がともに減りだす、いよいよ本格的に働く人がいなくなっている、そういう中で、しかし一方では高齢化だけ進んでいくわけだから、お元気なお年寄りが、あるいはお母さん方がその地域を支えるような仕組みというのは、これまで以上に今後、必要になってきているはずだ。その意味で住民自治協議会がうまく活動できるようなアシストは、理念条例の中では住民自治協議会はこうあるべきだというのは、今後の伊賀を支える基礎的な組織だ、みたいな言い方でかまわないが、あとはそれと同時にそれを別条例にした時には、組織条例をもう少しきちっと作る必要があるだろうと思う。参考資料4で一覧表をいただいているが、この中で、私がかかわっている中でいうと、亀山や鈴鹿は別条例で住民組織条例を持って

いる。それから、松阪も作った。それと伊勢も作っている。そういう県内の各市で理念はさておき、住民自治協議会組織の設置条例を作って、そしてその中で皆さんに活動していただくような、そういう動きというのはすごくある。隣の名張もそう。そういう既存の条例をいろいろと調べていただいた上で、伊賀の住民自治協議会のあり方を別条例にするのであれば、それをここで議論するかどうかは別として、一体的にした上で理念条例にしていくという手続きを踏まないと、スポンと抜け落ちることは確かなので、そこはもうそういうふうに行っていくしかないだろうと思うし、県内にたくさん組織条例はある。ただ県内の組織条例を見ていると、市が解散権を持っているところもある。要するに、解散を命じることができる。設置は届出。解散は命令できるとか、やはり行政がトラブルを予想すると、いざという時のためにという言い方をする。ただ、私は伊賀の場合にはそれは住民の皆さんが決めることなのであって、理念条例があるからこそ、住民自治っていうことは、間違ってもそれを正す義務と同時に、間違っても良いみたいな話だから、そうするとそこまでを住民自治協議会が担保できるようなものであるべきなのではないか。少なくとも、自治体が「あんたのところだめから解散しなさい」と言う権限を組織条例で持たすのはいかなものかと思うが、やはりそういうふうなことを心配しだすとそういうことになる。だから、それもまたいろいろとこれから検討していただければ良いと思うが、理念の部分と組織条例で、組織条例が、皆さん方がそれぞれ活躍しやすいようなものを作っていくという方向性はそうだろうと思っている。なおかつ、合併から十何年経って、今が本当に正念場だと私は思っている。これから全国的に働く人が少なくなって、厳しい時代になってくる。それがあるので、先ほどの女性の困難解消もそうだし、それから今年の秋に法律がいよいよ施行されるけど、労働者協同組合法ができる。いわゆるワーカーズコレクティブ、ワーカーズコープというもので、NPOと並んだ法人格が作れるようになる。それぞれやりたい人が自分で金を持ち寄ってそして自分で働いて、そして自分でペイをもらって、そして次の事業のために内部積立ができる。なんでそんなことやらなくちゃいけないかという、働き手が全然いなくなったから。とにかくもう猫も杓子もとにかく働けと。そして働く時のやり方として自分たちが金を出して、自分たちの利益になるようなそういう法人格も当然あって良いよねというのが新しくできた法律です。だからあれなんか私が見ていて、伊賀の住民自治協議会さんがいろんなこと何かをやろうという時に、今までNPOとか一般社団とかしかなかったけれど、今回それが絶対使えるなど思っていて、そんな話を徐々によく活躍の場ができましたよということを申し上げておきたいと思う。それをアシストするような条例を作っていないとまずいなと思っている。

(会長)

この自治基本条例の検討に携わるようになって、あの当時条例が制定された当時、トップランナーを走っていた。やっぱトップランナーを走ってきたということについて

ては誇りを持っていただけたところだと思うし、また持ち続けていただきたいというふうにも思っている。ただ、他方で、この間、時代も推移してきたし、他の自治体での経験を積まれてきたので、そうしたところを踏まえながら一歩立ち止まって今、検討し直す時期に来ているのは間違いないのかなということ認識新たにしている。

(会長)

いくつか重要なご意見いただいたと思うが、1点、仮に理念条例にしていくとしたらその組織条例あるいは施策条例を両にらみで審議していく必要があるのではないかというご意見があって、至極もったもなご意見だと思っている。事務局から何か今後の進め方などについてお考えがありましたらその点に関わってお願いします。

(事務局)

これから第4章を見直していく時に、自治組織をどうしていくのか、条例を別条例にするにしても、それをどこの場所で議論するのかというところが大事なかなと思っている。その案までここで作業しようと思うと、実際問題としてしんどいかなと思っている。ただ、その条例とこの自治基本条例はリンクしていないと当然駄目なので、そこはこの審議会としても十分議論いただきたいと思っているが、その作業をどこでするかということは我々も持ち帰って議論する。

参考資料4で、他市の条例構成の一覧がある。これを見ると、伊賀市の条例は他市より先に作ったというところもあり、割と細かいところまで、この条例に全て盛り込んでいる条文になっている。20条～35条といたところは、他市では別の条例で規定されている。ただ、この部分がもし自治基本条例から出たとしても、どこかで同じように条例として担保されているというようなことになっていて、しかも、今の時代に即した条文に見直されているということが理想かなと思っているので、そのあたりを、まず機械的に整理しながら今に合ったふさわしいものにしていくのか、あるいは今、相応しいものってこういうものだなというような考え方をまずまとめてもらったものを、条例化していくのか。進め方としては二つのやり方があるとは思いますが、そういう作業をしていけたらなと思っている。

(会長)

事務局からあわせて資料3の今後の進め方についてご説明もお願いします。

## (2) 今後の進め方

(事務局)

**【資料3】今後の進め方について説明**

(事務局)

第4章の自治組織に関するような条例を、今、もし仮にある程度機械的な形を出したらこうなるというものを作業してこいということでしたら、その作業は我々の方でこの期間の間にしていきたいなというふうに思っているのと、あるいは、課題を整理する方が先だということでしたら、そっちの方をこの委員会として優先して議論していただくというのが大事かなと思うので、そこは決めていただけたらと思う。

(会長)

今後、審議会として審議を進めていくのは今日ご意見いただいた基本的人権の視点、自治組織に関する視点、この2点についてまずは集中的に審議を進めてまいる必要があると思っている。自治組織に関する視点については、この間の審議の経過を踏まえて、差し当たっては4点が検討の視点になるのではないかということについて、あらかじめ確認をさせていただいてご意見をいただいた。重点的に検討する必要があるのではないかというような濃淡はあろうかと思うが、基本的にはここに盛り込まれている視点について、継続して審議していく必要があるということについては、委員の皆様と大筋の共有は図られたかなというふうに思う。この点についてはよろしいか。

—異議なし—

(会長)

では、次回をどういう議題で、どのタイミングで開催するかということについて、少しご相談をさせていただきたいと思う。第4章について、ある程度、事務局から何を組織条例、あるいは政策条例のほうに落とししていくのかということについて、たたき台を提示していただき、その上で審議をしたいということでしたら、少し期間は空いた方がよいのかなというふうに思っている。他方で、皆さんが日々活動の中でお感じになっている課題ですとか、そういうものをまた洗い出して、それをどう審議に反映させていくかということや、あるいは、基本的人権については、先ほど宿題をお願いさせていただいたが、市民の意見をどういう形で聞くか、また、専門家の専門的見地の意見を、どういう形で求めていくか、そうしたことについて、引き続き方向性を確定させていくということでしたら、そう遠くない期間で次回をもつということも可能と思います。この2つぐらいの整理の仕方かなと思うが、いかがか。

(委員)

資料3でこの審議会の中に、これが終わったら関係課との協議、検討部会、庁議、検討という繰り返しになるが、この検討部会というのはどういうメンバーでどういう内容でおおむね今、話がされているのか。

(事務局)

市役所の中の組織で、最終的に政策判断する会議が総合政策会議というものがある。それがここでいう資料3の「庁議」。そこへいく前段の課題整理等をするのが検討部会という会議。

(委員)

行政の担当者同士の会議ということか。

(事務局)

そうだ。関係課との協議というのは個別にいろんな関係しそうな課の人と相談する。そういう流れになる。

(委員)

分かった。宿題になったが、専門家というのが例えばその人権問題に関する専門家なのか、あるいは、こういう条例を作る時の専門家なのかというところが論議されていないので、どういうお考えを会長、副会長はお持ちか。

(会長)

まず考えられるのは、人権審議会が考えられるかなというふうに私は思っている。これからの伊賀の人権政策や、人権尊重のまちづくりの中心的な担い手になっていただく方々にどういうお考えをお持ちかということについて伺えればと考えていて、それは人権審議会がまずご意見いただくと良い相手かなと、今は思っている。

(副会長)

今までお話をお伺いしている中で言うと、やっぱり人権審議会に1回お話を聞きたいと思うが、ただ、その時には当然この会議でどういう議論があって、どういうところで議論が今進んでいるのかということは、ちゃんとまとめておかなければいけない。そうでないと、どうですかなんていうような丸投げするわけにはいけないので、その意味でいうとちょっとそこを1回、この会議として議論を整理しておく必要があるだろうというふうに思う。

(委員)

人権審議会というのはやはりこんな感じで公募とか充て職とか、そういうことで成立している審議会があるのか。

(事務局)

審議会ですので、条例で設置されていて同じように公募の委員さんとか各団体さん

代表者等、いろんなそれぞれの属性の方がいるのだらうと思う。

(委員)

それはホームページで議事録は閲覧できるのか。

(事務局)

できると思う。審議会は基本的には公開です。

(会長)

他にご意見、あるいはご質問はあるか。

(委員)

令和2年12月18日に各まち協にアンケートをとってくれたと思う。その中で、うちのまちづくり協議会からも提示させていただいたことがいくつかあって、基本条例全体に関することと、地域まちづくりの現状と課題という意見を出させていただいていると思う。こういうのが、各まち協とかでまとめられて、うちのほうにきているのか。

(事務局)

今日、黄色いファイルをお渡しさせてもらった中の、参考資料3がおっしゃっていただいたアンケートの結果。第4章についてどう思いますかというようなことを問わせていただいたのと、この条例全体について何かご意見ありませんかということをお聞きさせていただいたのと、条例のこととか、第4章をどう思うのかと聞かれると中々答えづらい部分もあるのかなと思うので、率直に今、地域で活動されている中で課題と感じられることはありませんかということ、3つの問いをさせていただき、まとめてある。前回の総合計画の審議会でもこれは見ていただきながら議論してもらっていた。

(会長)

結論を急ぐわけではないが、今の雰囲気だと、次回はそう遠くないうちにもった方が良くと思うが、いかがか。参考資料3-1以下については、今日は簿冊としてはいただいたが、重要なご意見などをご紹介いただいたり、そこから論点として拾い上げるようなものについて、この審議会としても審議、検討すると良いかなと思いますし、また人権の視点については、先ほど副会長にも整理していただいたように、そもそも人権審議会の方で受けていただけるかどうかというような、内部での調整の問題などもあるかと思うし、また、仮に受けていただけるとして、どのようなお諮りのし方をするかということについて、ある程度早い段階で詰めた方が、向こうの審議会との意見交換を円滑に進められるのかなというふうに考えます。そうすると、3



ヶ月を空けずに、もう少し近いスパンの時に次回を開催させていただくのが適切かなと思うが委員の皆さんいかがか。

—意見なし—

(会長)

その方向で事務局に日程調整などを進めていただくということでよろしいか。

では、また日程調整等、よろしくお願いいたします。

いくつか宿題みたいなものを確認させていただいた。人権の視点については、今日もいくつか具体的な提案などもいただいたが、市民の皆様の意見の求め方それから、専門の見地からの意見の求め方について、少しく具体的アイディアについて、委員の皆様からのご提案いただけますとありがたいと思う。それから自治組織のあり方については、参考資料3-1以下、これについては、委員の皆様にも少しタイトになりますが目通しをいただき、その上で次回また重要な項目などについて拾い上げながら、意見交換していきたいと思うので、資料3-1以下について、ざっとお目通しいただいて次回に臨んでいただければ幸いです。

全体を通しまして、ご意見・ご質問等あるか。

(委員)

補完性の原則、自治の足りないところは手伝ってもらおうのだという漠然とした考えでいるのだが、どうもあちこちで聞く度に分からなくなってくる。何が補完性の原則なのか。一応、図面には横並びであるが、これをもう少し細かく日本語というか、ひらがなで書いたようなものはないのか。

(事務局)

自治基本条例の解説つきのもを見ていただくと、補完性の原則とは何かということが、例えば9ページの解説のところに※印で書かれている。ここを読むと、個人が自ら実現できることは個人で行い、個人では不可能もしくは非効率なことは家族、その次の上の単位、家族、自治会、住民自治協議会となって行って地域の単位がやっていく。さらにそこで不可能なことは市、県、国がやっていくのだというのが考え方というふうには定義して記載させてもらっている。ただ、このところでおそらく、その補完性の原則の考え方が、大きな組織、大きな側から言うと、小さな、自分たちでできることは自分たちでやってくださいねという言い方になるのか、逆に小さい単位の方から言うと、私達ができないことはやってねってなってしまうというのが、課題と言ったら良いのか、何かこう行き違いというか、うまくいってないというふうなところが見受けられるのかなと思う。

(委員)

全国のこういう自治基本条例の中で補完性の原則という文言を使っているところはあるのか。

(副会長)

あまりない。

(委員)

まだ確定してない概念で、日本版補完性の原則みたいになっている。元々、地方分権の中で、機関委任事務が法定受託事務になって、国と基礎自治体が対等になった時に、そのところに補完関係ができたわけだが、住民と行政の間で補完性の原則という言い方が住民にとっては非常に厳しい。少し違うのではないかという気はする。

(事務局)

この解説のイメージ図も、私たちも見ている、個人を包含するのが家族、地域、町、だと思うが、これが横並びになってしまっているというのが、少し、イメージ図としてはよろしくなかったのかなと思う。当時はどういう思いでこうなったのかは別として、イメージを共有する時に、ここで少し弊害が起こっている可能性がある。

(事務局)

前に会長からのご指摘を受けているが、前段に載っている用語の定義も、「市」とはどのようなものを表すのかといった時に、本来、「市」というのは市役所を指すのではなくて、伊賀市というまちを指すべきだと思うが、この条例の今の規定では行政を執行する機関のことを「市」ということにしている。ここも、今回見直していかないといけないところかなという話はさせていただいているが、それらとも大きく関わってくる問題とっていて、「市」というのを指している時に、地域の皆さんとか個人の皆さんからすれば、これを市役所と誤ってしまいがちだが、ここは市役所ではなく、みんなで構成しているこの伊賀市というまちだというふうに思わないと、市と県と国となった時に、県にしてもらおう、国にしてもらおうと我々が考えたら駄目なのと同じだと思うので、県のレベルでして、みんなですべていべきこととか、国のレベルですべきことというふうに考えると、この国というのは日本という国の行政機関を指すのではなくて、国民皆ですべきことを指すのかなと思う。そういう議論を、皆ですべていきたいと思う。

(会長)

重要な点だと思う。委員の皆様とも認識を改めて共有を図りながら、進めてまいりたいと思う。では、本日の議事は全て審議し終えましたので、進行を事務局にお返し

する。

**閉 会**

(事務局)

会長誠にありがとうございました。これで本日の審議会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。